

第82回九都県市首脳会議の結果概要

令和4年10月31日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症について

ア 情報交換

九都県市におけるワクチン接種の現状やワクチン接種促進に向けた取組などについて情報交換を行い、今後も九都県市で連携していくことを確認した。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源について、計画的に地方自治体に通知するとともに、その執行を柔軟に行えるよう国に対して要望することを確認した。

イ 座長提案（共同メッセージ）

ワクチンの早期接種を呼び掛けるため、九都県市として^{別紙1}のとおり、共同メッセージを取りまとめるとともに、メッセージ動画等を活用し、広く周知を図ることとした。

(2) 福島支援について

震災から11年が経過したが、震災を風化させないため引き続き九都県市が一体となった支援を継続することが重要である。そこで、^{別紙2}のとおり、九都県市首脳会議ホームページ内に「福島県の魅力を紹介します！福島県応援特設ページ」を設置し、福島県から推薦のあった動画を特設ページ内で紹介することで、動画を通じて福島の今と魅力を広く九都県市に発信することとした。

(3) 首脳提案

ア 児童相談所の更なる体制強化について

支援を必要とする児童に対し適切な措置を講じるため、児童相談所の体制を強化する必要があることから、法施行までの限られた時間の中で、速やかに児童福祉法の改正内容に沿った対応が行えるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、^{別紙3}のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 保育人材の確保・定着に向けた支援について

わが国の少子化は深刻さを増しており、ライフステージに応じた総合的な取組が求められている。子育て世代を支援するためには、保育施策における「質の確保・向上」「場の確保」「人材の確保」に一体的に取り組む必要があり、処遇改善をはじめとした保育人材の確保・定着を図るための支援は不可欠である。

そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ 様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

コロナ禍において、子どもの貧困やヤングケアラーの顕在化、自殺者の急増など子どもたちが抱える課題が複雑化・深刻化する中、適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠であるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

エ 学校における医療的ケア児支援の充実について

日常的な医療的ケアや、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加する中で、学校において適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築するため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について

国が普及を進めているマイナンバーカードは、社会全体のDXを進める上で重要なデジタル基盤であり、今後は、自治体の交付・更新体制への継続的な財政支援とともに、サービスの拡充による、行政手続きの簡素化をはじめとした市民の利便性向上及び行政の業務効率化が欠かせないことから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について

国においては部活動の地域移行に向けた検討を進めているが、移行に当たっては、生徒の活動機会や多様な成果発表の場の確保など、生徒の視点に立った取組が必要となる。また、自治体や家庭における新たな負担が懸念される中、地域移行後の継続的かつ安定的な運営も課題であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 外国人との共生社会の実現に向けた取組について

在住外国人の増加に加えて滞在期間の中長期化も見込まれる中、国籍にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる持続可能な共生社会の実現が必要であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙9**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 気候変動に対応した豪雨対策について

近年、地球温暖化の進行に伴う将来の降雨量の増加が懸念されており、首都圏において大規模な豪雨災害が発生すれば、都県市を越えた甚大な被害が発生する。防災への取組は、各都県市により進められているものの、様々な課題がある。こ

のような背景を踏まえ、九都県市が共同して、知見の共有及び広域的に共通する課題の検討などを行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙 10**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書の国への提出などを行った。引き続き首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題対策について

(減量化・再資源化の促進について)

ア 消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携した普及啓発活動を行うとともに、食品ロス問題について消費行動の転換を図るためのキャンペーン等の普及啓発を実施した。

イ 各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(適正処理の促進について)

ウ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内適正処理及び小型充電式電池の適正処理に向け、ウェブ上で効果的な周知・啓発を行った。また、電子マネーの普及促進に向け、導入実務説明会で講演した。さらに、廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進に関する委託調査を進めた。

エ 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(3) 環境問題対策について

(地球環境の保全について)

ア 省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、JICA等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

(大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

イ 光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。

ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

(東京湾水質改善について)

エ 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

(緑の保全、創出施策について)

オ 各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布や職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加並びに防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

イ 合同防災訓練等について

東日本大震災等の教訓や課題、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、かつ地域の特性を鑑み、九都県市合同防災訓練を実施した。

今後は、第 44 回九都県市合同防災訓練及び第 2 回域内応援図上訓練の他、第 12 回九都県市合同防災訓練・図上訓練の実施に向けた検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行い、九都県市共同の取組について検討を行う。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア i-Construction の推進について

各都県市における I C T 施工の取組状況や施工事例等を共有するとともに、小規模工事における I C T 施工を試行し、共同見学会を開催した。また、中小企業への普及促進を図る上での課題を整理し、技術支援の継続・拡充等を始めとする国への要望活動を実施した。

本検討会は、第 82 回九都県市首脳会議への報告及び国への要望活動をもって終了する。今後は、本検討会で検討した成果等をもとに、各都県市での取組に活かしていく。

イ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成 28 年 4 月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

ウ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

エ 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保について

「別室登校（校内支援センター）」や「教育支援センター」等における「個に応じた支援・教員の確保・I C T の活用・場所の確保、整備」を視点に、各都県市の好事例や課題に対する取組について意見交換を実施した。

引き続き、不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保及び質の向上のため、共同で研究をし、課題の解決に向けた取組について、共有を図っていく。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙 11 のとおり、本日、第 82 回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企

業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

4 その他

(1) 育児休業の愛称「育業」の活用による、安心して働き子育てができる社会に向けたマインドチェンジについて

東京都から、育児休業を取得しやすい社会の雰囲気づくりを進めるために発表した「育業」という愛称を紹介するとともに、安心して働き子育てができる社会の実現に向けて、九都県市首脳会議を通じて社会のマインドチェンジを促したいとの発言があった。

5 次回は、令和5年春、神奈川県主催で開催する。

新型コロナウイルス感染症に関する共同メッセージ文案

別紙 1

九都県市の皆様、日頃から新型コロナウイルスの感染防止対策に御協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

ワクチン接種へのご協力のお願いです。ワクチン接種には死亡リスクを大きく低減させる効果があります。

現在、従来株とオミクロン株の両方に対応したオミクロン株対応2価ワクチンの接種が進んでいます。

対象は、ワクチンの初回接種(1、2回目接種)を済ませた12歳以上の方となります。

このワクチンは、これまでは前回接種から5か月を経過しなければ接種できませんでしたが、10月21日からは、3か月を経過すれば接種できるようになりました。

現在、ワクチン接種にはBA.1対応型ワクチンとBA.4-5対応型ワクチンが使われています。

いずれのワクチンもオミクロン株に対して、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果に加え、感染予防効果や発症予防効果も期待されていますので、いずれか早く打てるワクチンの接種を積極的にご検討ください。

12歳以上で、まだ初回接種がお済みでない方は、1都3県で約1割、400万人いらっしゃいます。

オミクロン株対応2価ワクチンは初回接種を終えないと接種できませんので、まずは、初回接種を早めに受けていただきますようご検討ください。

初回接種でも未接種の場合と比べて重症化リスク、死亡リスクを低減させる効果があります。

ワクチンは多くの方が接種することでより効果を発揮します。

ご自身を守るため、大切なご家族やご友人を守るために、早めのワクチン接種をお願いいたします。

ワクチン接種にご協力を

ワクチン接種には死亡リスクを大きく低減させる効果があります

オミクロン株対応2価ワクチンは、
従来株とオミクロン株に対応しています

従来株



オミクロン株

私は接種できるの？

接種間隔が
3か月に短縮されました

いずれもオミクロン株に対し、
従来型ワクチンを上回る
効果が期待されています

対
象

初回接種(1、2回目接種)が
完了した12歳以上の方

種
類

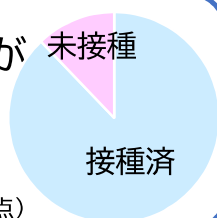
BA.1対応型
BA.4-5対応型

詳しくは、お住いの市区町村にお問い合わせください

いずれか早く打てるワクチンの接種を積極的にご検討ください

ワクチン接種にご協力を

1都3県で約400万人の方が
初回接種(1, 2回目)
を未接種 ※12歳以上
(令和4年10月20日時点)

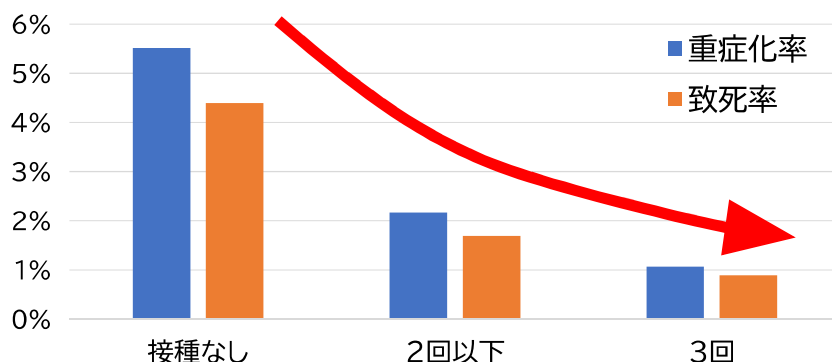


初回接種を終えないと
オミクロン株対応2価ワクチンは
接種できません



初回接種でも未接種の場合と比べ
重症化リスクや死亡リスクを低減させます

第6波における重症化率・致死率(60歳以上)



※厚生労働省・第80、90回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー
ボード資料を基に作成

ご自身を守るため、大切なご家族・ご友人を守るため
早めのワクチン接種をお願いいたします

福島県の魅力を紹介します！ ～福島県応援特設ページ～

別紙 2

ぜひ動画から福島は今と魅力を知っていただき
福島をもっと身近に感じてもらえると嬉しいです

福島県知事 内堀雅雄

選りすぐりの
14本の動画を掲載



豊富な動画解説や関連リンク、
福島県動画スペシャルサイトの
バナーも掲載！



奥会津柳津
あわまんじゅう



現地視察篇Ⅷ ふくしまの鉄道から見る魅力と伝統

各都県市公式SNSで
特設ページを情報発信



11月1日（火）～
公開です！

児童相談所の更なる体制強化について

全国的に児童相談所の虐待相談対応件数の増加が続き、事案の内容についても複雑・多様化しており、夜間休日の緊急保護や、障害を有する児童へのケアなど、緊急性や専門性が求められ、職員の負担が非常に大きくなっている。

このような中、本年6月に児童福祉法が改正され、一時保護開始時に裁判所による司法審査が原則必要となるほか、各都県市に、児童の意見聴取の仕組みや、一時保護施設の設備・運営基準に係る条例を整備することなどが新たに義務付けられた。

改正事項の多くが令和6年4月に施行されることとなっているが、改正法に沿って的確に対応し、支援を必要とする児童に対し、迅速かつ適切な措置を講じるためには、必要な基準や考え方、支援策が国から早急に示される必要がある。

とりわけ司法審査の導入については、事前又は保護開始から7日以内に一時保護状を請求しなければならないとされたものの、請求時に、虐待のおそれや一時保護の必要性をどのように証明するのかなど、実務的な運用が定められていない。加えて、複雑な案件については、弁護士等に助言を求める必要があり、更なる財政負担が生じることも懸念される。

さらに、児童の意見を聴取する支援員の要件や、内閣府令で定めるとされている一時保護施設の設備・運営基準についても、現段階で詳細が明らかになっていない。

については、今後、限られた時間の中で、国から示される内容に即して、条例の整備や、新たな施設の整備、職員の確保・育成などを速やかに行っていく必要があることから、以下の事項を要望する。

- 1 現場の意見や実情を踏まえ、実務上必要となる基準や考え方を速やかに示すこと。
- 2 一時保護開始時の司法審査の導入にあたっては、現場の実情を十分に考慮するとともに、児童相談所が適切に対応できるよう必要な人員の配置や財政負担について支援すること。
- 3 一時保護施設の職員育成のため、より専門性の高い研修カリキュラム等を国において提示するとともに、職員の育成・確保、施設の改修などの体制整備に係る費用について、財政支援をすること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事

千 葉 県 知 事

東 京 都 知 事

神 奈 川 県 知 事

横 浜 市 長

川 崎 市 長

千 葉 市 長

さいたま市長

相 模 原 市 長

大 野 元 裕

熊 谷 俊 人

小 池 百 合 子

黒 岩 祐 治

山 中 竹 春

福 田 紀 彦

神 谷 俊 一

清 水 勇 人

本 村 賢 太 郎

保育人材の確保・定着に向けた支援について

わが国の少子化は、令和4年上半期の出生数が過去最低となるなど、深刻さを増しており、その対策には、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた総合的な取り組みが求められている。国は、こども政策を強力に推進するため、令和5年度に「こども家庭庁」を創設する予定である。

保育施策においても、「質の確保・向上」「場の確保」「人材の確保」に一体的に取り組む必要がある一方で、1都3県における令和4年1月の保育士の有効求人倍率は2.97倍と、全職種平均の1.12倍に比してきわめて高く、首都圏における保育人材不足は深刻である。子育て世代を支援するためには、保育人材の確保・定着を一層図っていくことが、喫緊の課題である。

これまでも国は、保育人材確保のため、保育士等の処遇改善に取り組み、令和4年からは、保育士等の収入を3パーセント程度引き上げるための措置を実施しているが、依然として、保育士の年収は全産業平均に比べ低く、より一層の処遇改善が必要である。また、国が定める公定価格の地域区分についても保育士の処遇に影響することから、九都県市の実情に合わせて引き上げることも重要である。あわせて、本来は保育士の給与に充当されるべき給付費が、保育人材不足を背景に高騰している人材紹介会社による紹介料に費やされていることへの対応も求められている。

また、住居費が全国平均に比べて高額な首都圏では、安定的な制度による、長期間かつ適切な金額での宿舍借り上げ支援等が、保育人材の確保・定着のために必要であるにもかかわらず、令和2年度以降、多くの地域で国の補助基準額が引き下げられ、補助期間については令和3年度から全国一律で短縮が行われている。さらに、保育施策に寄与している幼稚園預かり実施園等についても、保育士と同様に人材確保が困難になっている幼稚園教諭への住居費の支援が望まれる。

そこで、子育て支援の一層の充実にむけて保育人材の確保・定着を図るため、次の3点を要望する。

- 1 保育士の年収が全産業平均により近づくよう、保育人材の更なる処遇改善を行うこと。また、国が定める公定価格の地域区分についても九都県市の実情に合わせて引き上げること。
- 2 個々の保育事業者が、給付費の範囲内において確実に保育人材を確保できるよう具体的な対策を講じること。例えば、人材紹介会社の紹介料の上限設定や、人材確保にかかる現実的な諸費用を考慮した給付費の増などを検討すること。
- 3 宿舍借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額の令和元年度水準額への復元、補助期間の拡充、幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業を創設すること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣	加 藤 勝 信 様
文部科学大臣	永 岡 桂 子 様
内閣府特命担当大臣	小 倉 將 信 様

九都県市首脳会議

座 長	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

長期化するコロナ禍において、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化するとともに、児童・生徒の自殺者の急増など、子どもたちが抱える課題はより一層複雑になり、深刻化している。学校において、こうした課題を抱える児童・生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

しかしながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、平成 29 年度に改正された学校教育法施行規則において学校職員に位置付けられたものの、常勤職員として配置できるよう措置されていないため、児童・生徒が抱える課題への専門人材によるきめ細かな対応が困難となっている。

また、現行の公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安に補助するとされている。そのため、学校数の10%を超える公立高等学校への配置を行っている自治体では、国庫補助の対象とならないなど国の支援が十分ではないことから、必要な人員を配置することができているとは言えない。

そこで、様々な課題を抱える児童・生徒に対する取組を、今後より一層充実していくため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について、以下の2点について提案する。

- 1 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて常勤職員として配置できるよう措置すること。
- 2 上記1が実現されるまでの当面の措置として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る現在の国庫補助率を引き上げるとともに、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、補助対象（配置校の総数の10%以内）の拡充を行うこと。

令和4年 月 日

文 部 科 学 大 臣 永岡 桂子 様

九都県市首脳会議

座 長	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

学校における医療的ケア児支援の充実について（案）

医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められている。

一方で、各地方自治体においては、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しており、一人ひとりの医療的ニーズに合わせた対応が必要となっている。

国においては、学校における医療的ケア看護職員の配置に対する支援や、地域の小・中学校における医療的ケア児の受入れ体制の在り方に関する調査研究等が実施されているが、法の趣旨に基づき、学校現場において医療的ケア児の増加と実態の多様化に対応していくためには、国の支援が十分とはいえない状況である。

学校の設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは、九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

については、次の事項について要望する。

- 1 医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

2 医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

令和4年 月 日

文部科学大臣 永岡桂子様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市長
川崎市市長
千葉市長
さいたま市長
相模原市長

大野元裕
熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山中竹春
福田紀彦
神谷俊一
清水勇人
本村賢太郎

マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について

マイナンバーカードについては、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」という政府の方針を踏まえ、国からの財政支援等により、各自治体において様々な普及促進施策や交付体制の強化等が実施されてきた。

しかし、令和5年度以降においても、マイナンバーカードの交付や更新、電子証明書の更新業務等を継続的に行う必要があるため、窓口等における事務処理体制を維持しなければならない、引き続きの財政支援が求められる。

そもそも、マイナンバーカードは社会全体のDXを進める上で重要なデジタル基盤であり、その取得促進及び継続的な利活用に向けて、カードの活用に資する全国的なサービスを提供していく必要がある。運転免許証等との一体化やスマートフォンへの一部機能の搭載等、多角的な議論が進められているが、住民にとって、マイナンバーカードの取得が利便性向上に繋がったと感じられるよう、マイナポータルのさらなる活用をはじめ、全国统一で利用できる魅力あるサービスを大幅に拡充する必要がある。

これに関連して、国が令和4年度中の実現を目指している「引越しワンストップサービス」は、マイナポータルを利用して手続の負担軽減を図るものであり、転出・転入が多く発生している首都圏の自治体にとって、住民の利便性のみならず、行政の業務効率化においても非常に重要なところである。

しかし、同サービスのうち、転入に関する手続きについては、転入者がマイナポータルを通じて「転入予約」ができるとする一方、転入先自治体においては、その転入予約情報により「転入手続の事前準備が可能になる」というものに留まるものであり、実質的に転入手続が簡素化されるものにはなっていない。

また、転入先の自治体が事前に受け取ることのできる情報も限定的であるため、それにより可能となる事前準備も決して多くはない。

現在、令和7年度末を目標に「自治体情報システムの標準化・共通化」を進めているところであり、標準化後は同サービスと各業務システムとの連携強化等も図られるものと想定されるが、より市民の利便性向上と自治体業務の効率化に資するものとするためには、

どの程度手続きの簡素化が可能となるのか国において検討・整理し、同サービスに係る今後の方針を早期に示すとともに、自治体においても実務上の対応について今から検討を進めていく必要がある。

以上のことから、次の事項を要望する。

- 1 マイナンバーカードの交付や更新等に係る事務経費については、令和5年度以降も必要な財政支援を講じること。
- 2 マイナンバーカードの普及促進及び取得後の継続利用（更新）に関連して、全国統一的に活用できるサービスの拡充を図るとともに、それに伴うシステム導入及び改修に要する費用について十分な財政的措置を講じること。
- 3 「引越しワンストップサービス」については、住民の利便性向上と業務効率化に資するものとなるよう、「自治体情報システムの標準化」後における各業務システムとの連携等を含め、同サービスに係る今後の具体的な方針を早期に示すこと。

令和4年 月 日

総務大臣 寺田 稔 様
デジタル大臣 河野 太 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について

公立中学校等における休日の部活動の地域移行については、国の有識者会議の提言において、令和5年度から3年間を改革集中期間と位置付け、全ての都道府県及び市区町村において、推進計画を策定するよう求めている、各自治体においては、地域における持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動の在り方について、継続して検討を進めているところである。

これまでの部活動の多くは、教師の献身的な取組によって支えられており、その活動に係る各家庭の負担は、活動に必要な道具や大会の参加費などの実費程度が基本であったことから、希望する全ての生徒に、スポーツ、文化芸術活動の機会が確保されてきた。一方、部活動を地域に移行した際には、指導者の確保に当たり、適切な対価が支払われることが重要となるほか、大会運営等にも多大な費用がかかることが想定され、新たに生じる費用等の多くを自治体や家庭が負担しなければならない状況が懸念されるところである。

また、地域移行により、技術を高めたい、活動を楽しみたいなど、生徒のニーズに合ったスポーツ、文化芸術活動の機会が失われることのないよう、勝つことを目指すだけではない多様な成果発表の場を確保することが必要となる。

加えて、自治体あるいは地域によって、移行が可能なスポーツ、文化芸術活動の種類や適切な指導者の確保などの課題を抱えているが、自治体の規模や財政力などにより、生徒の活動機会に格差が生じることはあってはならない。

については、部活動の地域移行が、我が国における部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、国の責任において、その移行に向けた取組及び移行後の継続的かつ安定的な運営への支援が十分に行われるよう、次のとおり要望する。

- 1 地域移行に向けては、全国共通の課題等を踏まえた基本的な在り方を示すとともに、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、自治体や地域の実情を十分に把握し、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むこと。

- 2 地域移行に当たっては、生徒の視点に立って、受け皿となる関係団体や大会主催団体等と十分に連携を図り、生徒の活動機会や、多様な発表の場が確保されるよう、在り方を検討すること。
- 3 生徒が地域のスポーツ、文化芸術活動に参加する際の活動費について、自治体あるいは地域によって、家庭の負担に格差が生じることがないように、費用負担の在り方を示すとともに、生活困窮世帯の生徒が活動機会を奪われないよう、万全の措置を講じること。
- 4 地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないように、十分な財政措置を講じること。
- 5 自治体の規模や財政力などによって、地域移行に係る取組に格差が生じることなく、また、移行後においても継続的かつ安定的な運営が可能となるよう、永続的な財政措置を前提として制度設計を行うこと。

令和4年 月 日

文 部 科 学 大 臣 永 岡 桂 子 様

九都市首脳会議

座 長	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

外国人との共生社会の実現に向けた取組について

令和 3 (2021) 年 11 月に公表された「令和 2 年国勢調査」では、我が国の外国人人口は 275 万人、外国人比率は 2.2%といずれも過去最高となり、今後もさらなる増加や上昇が見込まれている。

こうした中、各自治体では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・学校教育等における在住外国人の支援を進めているが、必要な情報や支援が十分に行き届いているとはいえない。

もとより、国籍にかかわらず、住民に対して、学校教育をはじめとするライフステージに応じた行政サービスの提供が自治体に求められているが、在住外国人の多種多様なニーズに対して、自治体のみですべて対応することは困難である。

また、現在「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」において、在留が認められない外国人の収容の長期化を防ぐ手段として監理人による監理に付することで逃亡等を防止し、相当の期間にわたって収容しないで社会内で生活することを認める監理措置を設けることが検討されている。この制度の運用においては、生活の支援を担う自治体のさらなる負担の増加が懸念される。

国は、各自治体に 1 か所の一元的相談窓口の設置運営にかかる外国人受入環境整備交付金や、学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業などの実施に加え、本年 6 月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、共生社会の実現に向けた環境整備を推進しているところであるが、自治体が実施する取組に対する国の財政措置は十分なものとはいえず、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっている。

在住外国人の増加に加えて滞在期間の中長期化も見込まれる中、国籍にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる持続可能な共生社会の実現に向けて、次のとおり要望する。

- 1 日本に中長期に在留を希望する外国人へ日本語や日本の社会制度・生活様式を学ぶ機会を提供する制度を構築し、その一助となる多言語対応や通訳支援等も含め、自治体が担う事業に十分な財政措置を行うこと。
- 2 在留が認められない外国人への監理措置制度については、自治体の意見を十分に聴取しながら慎重に検討を進めるとともに、自治体が行政サービスを提供する必要がある場合には十分な財政措置を行うこと。
- 3 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを着実に実施するとともに、自治体が担うべき事業を適切に推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。

令和4年 月 日

法 務 大 臣 葉 梨 康 弘 様

文部科学大臣 永 岡 桂 子 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 山 中 竹 春

川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響のほか近年激甚化する災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進に向けて、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供においては、求人情報

は一定の改善がされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。
- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

あわせて、近年、法令上は努力義務規定や「できる」規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えている。「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」（骨太の方針２０２２）において、国と地方の新たな役割分担について、計画策定の見直しが掲げられたことは高く評価するものの、今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新たに設けないこと。また、既存の計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。さらに、法令等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、義務付け・枠付けに関しては、廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする立法に関する原則に沿ったものとする。あわせて、法案の立案段階でこの原則をチェックする手続きを確立すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和４年の「提案募集方式」においては、全国から２９１件の提案が寄せられた。関係府省からの現時点の回答では、前向きな回答がある一方、対応が困難とされたものも多い。

また、全体の約１割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検

討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、対応方針の閣議決定及び来年度予算の編成に向けて、これまでの提案を含め検討対象とされた提案については、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じ、税財源に関することも含めて検討することなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第12次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正

式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

加えて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、現在進めている第33次地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

また、令和5年度に予定されるこども家庭庁の創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等に当たっては、現場施策の実施者である地方の意見を的確に反映させるため、地方との定期的な意見交換・協議の場を設けること。

さらに、今後、感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁（仮称）の設置や科学的知見の基盤・拠点となるいわゆる日本版CDCの創設に当たっては、平時より定期的な協議の場を設けるなど、地方自治体と緊密な連携を図るとともに、有事に際しては、速やかに地方自治体の感染状況等の把握や情報提供を行うなど、必要な対策が迅速かつ一体的に講じられる体制を整備すること。また、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の意見を反映できる仕組みの導入を検討すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源

を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

なお、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、令和4年度与党税制改正大綱において、「『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や所有から利用への形態移行により自動車関係税収の減少が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応等に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

オ 固定資産税の安定的確保

令和4年度税制改正において、住宅用地については既定の負担調整措置が堅持されることとなった一方、商業地等については課税標準額の上昇幅を、

評価額の2.5%に抑制する特別な措置が講じられたが、令和5年度は負担の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用すること。なお、現行の商業地等の据置措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から早期に見直しを図ること。

また、償却資産に対する固定資産税は、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、地方自治体が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図るとともに、生産性革命の実現や新型コロナ対策などといった経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。また、固定資産税の新築住宅減額について、脱炭素化社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、現在地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっている。

さらに2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととされたことに伴い、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

特に、炭素税等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、令和4年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

ク ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合

する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていること等を踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

ケ 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中

で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

ウ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われ、送配電部門及び導管部門については、収入金額課税が維持され、その他の部門については、一部において付加価値割額及び資本割額による外形標準課税等が組み入れられた上で収入金額課税が維持されている。

また、令和4年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

エ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

国際課税制度の見直しにより、国際合意に則った法制度の整備を進めるに当たっては、国と地方の法人課税制度を念頭に置いて検討を行うこと。

なお、国際課税制度の見直しに伴う税収については、応益原則等を踏まえ、全ての地方自治体に一定割合が帰属するべきであり、国と地方の配分の仕組

みななど地方税収の確保に向けた検討を行うこと。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）では、2022～2024年度の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針2022）では、「令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とされた。

令和4年度地方財政計画においては地方税及び地方譲与税を過去最高額となる43.8兆円、地方交付税を18.1兆円見込むこと等により、前年度を上回る63.9兆円の一般財源総額が確保された。

しかし、地方においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、足元では原油価格・物価高騰等の影響により税収の先行きがさらに不透明さを増す中で、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。

地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和5年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、まさに、今般の新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態によ

り生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、6度目の延長期限である令和元年度で廃止されることなく、令和4年度まで延長された。

令和4年度の地方財政計画においては、地方税等の増収や地方交付税総額の確保により、国と地方の折半対象財源不足額が解消されるとともに、臨時財政対策債の発行可能額は抑制され、過去最低水準になった。しかし、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、期限である令和4年度をもって、廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しなどを行う場合であっても、期限も含め廃止までの工程を明らかにすること。

なお、段階的な見直しなどを行う過程において、仮に令和5年度の臨時財政対策債発行可能額を算定する場合には、過度な傾斜配分にならないよう留意することはもとより、廃止までの工程において同様に留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和4年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

「令和4年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

別紙11

	製品・技術の名称 企 業 名	製品・技術の概要
埼玉県	現地発生土砂の固化・改質技術	廃棄されていた建設発生土や災害で発生した土砂を、建設材料として様々な構造物に活用できる新技術である。 環境負荷低減・工期短縮・コスト縮減といったメリットがあり、主に土石流を防ぐ砂防えん堤の材料として1,000件近い導入実績がある。 リサイクル土を作る技術とは異なり、コンクリートの代わりとして構造物を造るために土砂を高強度化する、軟弱地盤を安定化する、再泥化しない土砂に改質する等、用途に応じて品質をコントロールできる点が特長である。 今後は河川や道路といった他分野においても本技術の活用を進め、全国の廃棄土砂をゼロを目指していく。
	インバックスグループ	
千葉県	addSound	骨伝導スピーカーを応用し、耳を塞がず周囲音を確認できる、オートバイ専用のヘルメット装着型Bluetoothオーディオである。 加速度センサーの搭載により、グローブや手袋をしていても、ヘルメットを軽く叩くだけで簡単に再生・停止の操作が出来る点が特長である。 ライダーの安全を最優先しつつ快適・簡単を実現していく。
	株式会社あおごち	
東京都	橋梁たわみ計測システム「INTEGRAL PLUS」	人口減少が進み橋梁技術者の不足が進む一方で、管理する老朽化橋梁が増える社会において、橋梁の健全性のひとつの指標である「たわみ」を簡易に取得できる技術である。 橋の上にIoT端末を置くだけの安全な作業で、1橋梁あたり15分で計測できる点が特長である。 橋は万国共通のインフラであることから、日本国内のみならず、アジア・アフリカ諸国にも販売していく。
	株式会社TTES	
神奈川県	立ち仕事の負担を軽減する革新的アシストスーツ「アルケリス」	足に装着してスネとモモで体重を分散して身体を支えることで、立ち仕事による足腰の負担を軽減するアシストスーツである。 装着したまま移動することが可能なため、幅広い業種での立ち仕事現場に導入可能である。 製品は、電源やモーターなどを使わないメカニカルな機構で構成されており、身長に合わせたサイズ調整も可能で、装脱着も容易に行うことができる点が特長である。 販売開始以来、改良を続け、国内の医療施設や工場等に多くの導入実績があり、海外展開も進めている。
	アルケリス株式会社	
横浜市	マリーナ管理システム「eMarineクラウド」	マリーナ業務のDX化を推進するクラウドシステムである。 船艇の入出港状況や整備履歴、売上などを管理でき、分かり易い画面で操作することができることに加え、本製品はクラウドシステムのため、インターネット環境があれば簡単に導入することができ、全国各地でも迅速なサポートを受けることができる点が特長である。 販売先は50艇以上係留するマリーナを想定しており、全国のマリーナに販売していく。
	株式会社タック・ポート	
川崎市	ダイブラストウッド	廃電線被覆材などのプラスチック廃材をリサイクルした100%再生プラスチック製品である。 独自の原料管理技術と成形技術により、従来の再生プラスチックのイメージを変える強度と耐久性を実現した点が特長である。 鉄道、自動車、建設等の産業用部材としての需要があることに加えて、サッカーゴール転倒防止用ウエイト(重り)など幅広く活用されている。
	第一パイプ工業株式会社	
千葉県	卓上式「コンパクト剥線機」	使用済みの電線を銅と被膜に分け、銅の再利用を可能とする製品である。 障害者の就労支援を目的に、座ったまま安全に作業が出来るコンパクトなデスクトップタイプとなっている点が特長である。 障害者の就労支援と銅を中心とした貴重な金属資源のリサイクルを両立させ、持続可能な社会の構築に貢献するものである。
	三立機械工業株式会社	
さいたま市	航空宇宙、防災、交通等の社会インフラを支える『アンテナ・高周波フィルタのオーダーメイド』技術	HF帯からミリ波帯まで広範囲の周波数帯域に対応するアンテナをオーダーメイドで開発、製品化及び、販売を行う。 電磁界理論、材料選択、機械設計への知見と電磁界解析等の高度なシミュレーション技術に基づき、顧客の要求に合わせた製品を開発供給している点が特長である。 特に、人口衛星に搭載するアンテナは、運用方法等に合わせた特殊な仕様に対応することが求められ、これらを実現するための高度な技術力を有する。 超小型衛星搭載用アンテナや小惑星探査機「はやぶさ2」のローバーに搭載したアンテナの開発を手掛けるなど、豊富な実績を有する。
	アンテナ技研株式会社	
相模原市	汎用ロボットベース	自動車等のサスペンションの技術を応用した走行ロボットのプラットフォームである。 屋内の走行ロボットの課題である段差走行において、点字ブロックやフロアマットを走行だけでなく、振動や衝撃を吸収し、電子機器や搭載物を保護することができる点が特長である。 顧客の開発用途に応じたカスタマイズ設計が可能で、開発期間の短縮にもつながるものである。
	株式会社F-Design	